

○京都市保健所運営協議会条例施行規則

昭和 31 年 9 月 1 日

規則第 21 号(制定)

平成 22 年 3 月 31 日規則第 110 号

京都市保健所運営協議会条例施行規則

(部会)

第 1 条 京都市保健所運営協議会(以下「協議会」という。)の部会の構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 会長が指名する委員

(2) 当該部会が置かれる保健センターにおいて行う事業に関する事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者

2 部会ごとに部会長及び副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、その部会に属する第 1 項各号に掲げる者(以下「部会員」という。)の互選により定める。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理し、部会長及び副部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第 2 条 部会は、当該部会が置かれる保健センターの長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第 3 条 協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。